



# 確定申告の時期です。

2月16日 ↓ 3月16日

平成20年分の所得税の確定申告と、平成21年度の住民税申告の時期になりました。お近くの会場をご確認のうえ、忘れずに申告するようにしましょう。申告期限の3月16日が近づきました。皆さん、早めの申告をお願いします。

## 所得税確定申告が必要な人

▼個人事業者や、農業・不動産所得のある人、年金をもらっている人、土地・建物を持った人などで、所得税額が発生する人 ▼サラリーマンで、給与の年収が二千万円を超える人や、給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が二十万円を超える人

## 申告書は自分で書いて郵送

税務署から送られてきた申告書に同封されている「手引き」を読めば、どなたでも申告書を作ることができます。作成した申告書は島田税務署に郵送してください。ご自分、家族、知り合いにインターネットができる人がいれば、国税庁のホームページの申告書作成コーナーを利用し、申告書を作成するのが簡単で便利です。申告書作成コーナーから電子申告で提出することもできます。 <http://www.nta.go.jp>

## 電子申告さらに使いやすく

申告前に、役場で電子証明を取得し

て「電子申告」すると：

- ・添付書類の提出を省略できる
- ・最高五千円の税額の控除がある
- ・24時間受け付けている
- ・など、便利で使いやすくなりました。ぜひご利用ください。

## 年金受給者対象の説明会を利用すると便利です

年金受給者を対象とした確定申告説明会は、税務署員の指導によって、申告書の作成と提出を一時間程度で済ませることができます。

対象者には税務署から通知しますので、通知を受けた人は、ぜひ説明会を利用して申告してください。

## 町の申告納税相談利用して

個別相談を希望される人は、従来どおり受付順に相談を受けます。ご自分で申告書を作成してきた人は、職員が内容をチェックし、短時間で申告を済ませることができます。お勤めの人を対象とした日曜納税相談を山村開発センターと文化会館で各1回実施します。

## 各種申告相談のご案内

小規模事業者の人、消費税の申告をされる人

### ■無料税理士相談

2月20日(金)午前10時～午後3時30分  
山村開発センター

営業所得、株式など譲渡所得のある人、贈与税の申告をされる人

### ■出張納税相談

2月18日(水)午前10時～午後3時30分  
2月25日(水)午前10時～午後3時30分  
山村開発センター

e-Taxの操作説明を聞きたい人

### ■出張無料納税相談会場で(2月18、20、25日のみ)

2月18、20、25日の出張無料納税相談会場では、納税相談と併せてe-Taxの操作方法を説明します。申告資料と電子証明付きの住基カードをご持参ください。説明を聞きながら会場で電子申告を済ませることができ、また5,000円の税額控除も受けられます。

インターネットで申告書を作りたい人

### ■山村開発センター会場で(住基カード不要)

山村開発センターでの相談日には、インターネットを使って申告書を作成できます。住基カードは必要ありません。(5,000円の税額控除は受けられません)

## 町が実施する納税相談

相談日	会場	参考対象地区
<b>2月の相談会場</b>		
2月16日	文化会館	青部・崎平
2月17日	文化会館	上岸・前山・田代・柳三
2月18日	山村開発センター	上長尾・高郷1-5
2月19日	山村開発センター	高郷6-12・梅高
2月20日	山村開発センター	久野脇
2月22日	山村開発センター	全地区
2月23日	文化会館	小長井・小幡・洗富・坂京・平栗
2月24日	文化会館	千頭西・千頭東・寺馬
2月25日	山村開発センター	八中・瀬平・下長尾
2月26日	山村開発センター	田野口
2月27日	山村開発センター	水川
<b>3月の相談会場</b>		
3月2日	下泉高齢者コミュニティセンター	地名1-13
3月3日	下泉高齢者コミュニティセンター	地名14-17・下泉・壱町河内
3月4日	徳山コミュニティ防災センター	徳山1-20
3月5日	徳山コミュニティ防災センター	徳山21-33・元藤川1-3
3月6日	徳山コミュニティ防災センター	元藤川4-21
3月8日	文化会館	全地区
3月9日	奥泉集会所	接岨・寸又・奥泉・大谷・八木
3月10日	文化会館	桑野山・沢間・土本・細尾・小山
3月11日	山村開発センター	久保尾
3月12日	文化会館・山村開発センター	全地区
3月13日	文化会館・山村開発センター	全地区
3月16日	山村開発センター	全地区

### 注意点

- 1 期間中の相談時間は午前9時から12時、午後1時から4時までです。
- 2 参考対象地区は、前回の申告者数を元に各会場申告者数が均等になるように組んであります。ただし地区割りにこだわらず、ご自分の都合のよい日に、その日の会場に来ていただければ申告相談ができます。
- 3 時間がかかる、土地や株式譲渡、山林所得のある人の分離申告は、比較的空いている午後にお越しくださるようお願いいたします。

## この点に注意してください

### 社会保険料控除

介護、後期高齢、国保などの保険料が年金から引かれていた場合、天引きされた保険料を本人以外の人が所得控除することはできません。

### 減価償却制度の改正

農業や事業をされている人で平成19年末に償却可能限度額の5%に達して

## 医療費の明細書や農業収支内訳書は事前に記入

医療費控除の申告をされる人は、あらかじめ領収書を病院別・人別に付けて集計してください。

### 住宅ローン控除

平成20年中に入居した人の控除期間は、10年か15年のどちらかの選択制となります。

昨年引続き、平成18年以前に入居した人で、「課税される所得金額」があり、「住宅借入金特別控除」を引ききれなかった場合、「住宅借入金特別控除申請書」を提出すると21年度の町県民税が減額されます。

いる償却資産は、今回から5年間で均等に、1円まで償却できます。

製茶機械や、事業用の建物を所有されている人は控除できる金額も大きくなります。取得価格の確認をして、忘れずに申告してください。